

薬食発第 0615001 号
平成 16 年 6 月 15 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長 } 殿
特別区区長

厚生労働省医薬食品局長

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 2 条第 2 項の物質を定める政令の一部を改正する政令及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 2 条第 2 項の物質を定める政令の一部を改正する政令及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ、平成 16 年 3 月 17 日政令第 40 号及び平成 16 年 6 月 15 日厚生労働省令第 104 号をもって別添 1 及び 2 のとおり公布されたところであるが、その運用にあたっては下記の事項に留意の上、貴管下関係行政機関及び関係者に対する指導に遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の内容

1. 政令関係

有害物質として、ジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンの 3 物質を指定したこと。

2. 省令関係

(1) 1. の有害物質指定に伴い、これら含有する家庭用品の基準を定めたこと。

(2) (1) の基準の趣旨は、ジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンの含有量を以下のとおり制限するものであるので、御了知の上、関係業界を指導されたいこと。

①クレオソート油を含有する家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤については、ジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンの含有濃度をいずれも 10ppm 以下とすること。

②クレオソート油及びその混合物を用いて処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材についてはジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンの含有濃度をいずれも 3ppm 以下とすること。

(3) 別表第1中ホルムアルデヒドの項、家庭用品の欄において、繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって、出生後24月以内の乳幼児のもの試験法については、確認試験法として高速液体クロマトグラフ法を追加し、同法による場合の含有濃度の基準を 16ppm 以下としたこと。

第2 施行期日

この政令及び省令は、平成16年6月15日から施行されるものであること。